

## 第1章 計画策定の経緯と目的

### 第1節 計画策定の経緯

つがる市木造館岡に所在する史跡亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚は、近世あるいは明治期から知られた著名な遺跡である。亀ヶ岡石器時代遺跡は江戸時代より完形土器や土偶の出土で知られ、明治期以降、大学や研究機関等により繰り返し発掘調査が実施されてきた。特に、低湿地から出土する保存状態の良好な各種の遺物は東北地方の縄文時代晩期の基準資料として重要な位置を占め、日本考古学の発達に大きな役割を果たしてきた。田小屋野貝塚は、明治期以降の調査により円筒土器文化期の遺跡として注目され、日本海側に位置する貝塚を伴う集落遺跡として希少価値を有している。

この2つの遺跡は至近の距離に位置するとともに、いずれも戦時期までに破壊が深刻化していたことから、館岡村では昭和9(1934)年に史跡指定申請を行っており、両遺跡は昭和19(1944)年6月26日に史跡指定を受けている。

両史跡は主要な年代や性格が異なるものの、学史的な経緯や文化財保護の取り組みにおいては軌を一にする点も多いことから、つがる市教育委員会では両史跡の統一的な保存管理の施策を目的として、平成21年に「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画」を策定し、史跡公有化事業や史跡内外の範囲内容確認調査等を実施してきた。

その後、これまでの調査成果の総括およびその再評価と周知を目的として、つがる市教育委員会では平成28年に『田小屋野貝塚総括報告書』、令和元年に『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡総括報告書』を刊行した。これにより遺構・遺物の分布がより詳細に把握され、昭和19年の史跡指定範囲を大きく越えて保護すべき範囲が広がることが判明したことから、つがる市では史跡追加指定の意見具申を行い、平成29年には田小屋野貝塚、令和2年には亀ヶ岡石器時代遺跡の史跡追加指定を受けている。

平成21年の保存管理計画策定後、両史跡を取り巻く周辺環境および社会情勢も大きく変化してきている。周辺環境の大きな変化としては、史跡の立地する屏風山砂丘地<sup>びょうぶさん</sup>における大型風力発電事業の開始があり、史跡自体の保護に加えて、その周辺景観を含めた保全体制の構築が大きな課題となっている。社会情勢の変化としては、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に見られるように、現代社会における縄文遺跡の新たな価値づけが進み、遺跡を地域の歴史的資源としてより積極的に保存活用する動きが加速している。

つがる市教育委員会では、このような状況を踏まえて、平成21年に策定した保存管理計画を改定し、令和3年に「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画」を策定した。保存活用計画では、史跡追加指定後の現状に即した適切な保存管理のあり方や現状変更等の取扱基準を定めるとともに、近年の調査成果も踏まえて本質的価値と両史跡を構成する要素を明確にして、その価値を広く社会に普及させ、文化財による地域づくり・人づくりを推進していくための活用、整備、運営・体制について基本方針を定めている。

## 第2節 計画の目的

史跡亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚は主要な年代を違えるが、同様の周辺環境に適応し、存続期間が重複、連続することから、保存活用計画では保存管理、活用、整備等に関して両史跡の一体的な方針をまとめている。

「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚整備基本計画」（以下、「本計画」という。）においてもこの方針を引き継ぎ、両史跡を有効に活用するために一体的な整備を目指して本計画を策定する。計画の対象時期は、田小屋野貝塚が縄文時代前期、亀ヶ岡石器時代遺跡が縄文時代晚期とし、両史跡の本質的価値とともに、遺跡の立地する屏風山砂丘地周辺の環境変遷や縄文文化の特徴を伝える整備を実施するための計画とする。

## 第3節 計画の範囲

亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚はいずれも、日本海沿いに南北に延びる屏風山砂丘地の東端部に位置し、津軽平野に面していることが大きな特徴である。津軽平野は縄文海進時に「古十三湖」が形成され、田小屋野貝塚で集落が営まれた縄文時代前期にはヤマトシジミ等の水産資源がこの内水面から獲得されていた。その後の海退期においても、亀ヶ岡石器時代遺跡が営まれた縄文時代晚期には遺跡付近に湖沼域が広がっていたと考えられ、この湖沼域を含む周辺地域において狩猟・漁労活動が営まれたことが分かっている。このように、両史跡の立地する屏風山砂丘地の丘陵部と、その東側に広がる津軽平野は、縄文時代の暮らしや景観をイメージさせる重要な自然環境である。このため、つがる市では令和2年6月に「つがる市景観計画」を策定し、亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚とその



図1 亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚位置図

周辺景観との調和を目指して「特定景観地域」を設定しており、本計画においては両史跡および周知の埋蔵文化財包蔵地のみならず、「特定景観地域」を含めた範囲を取扱うこととする。

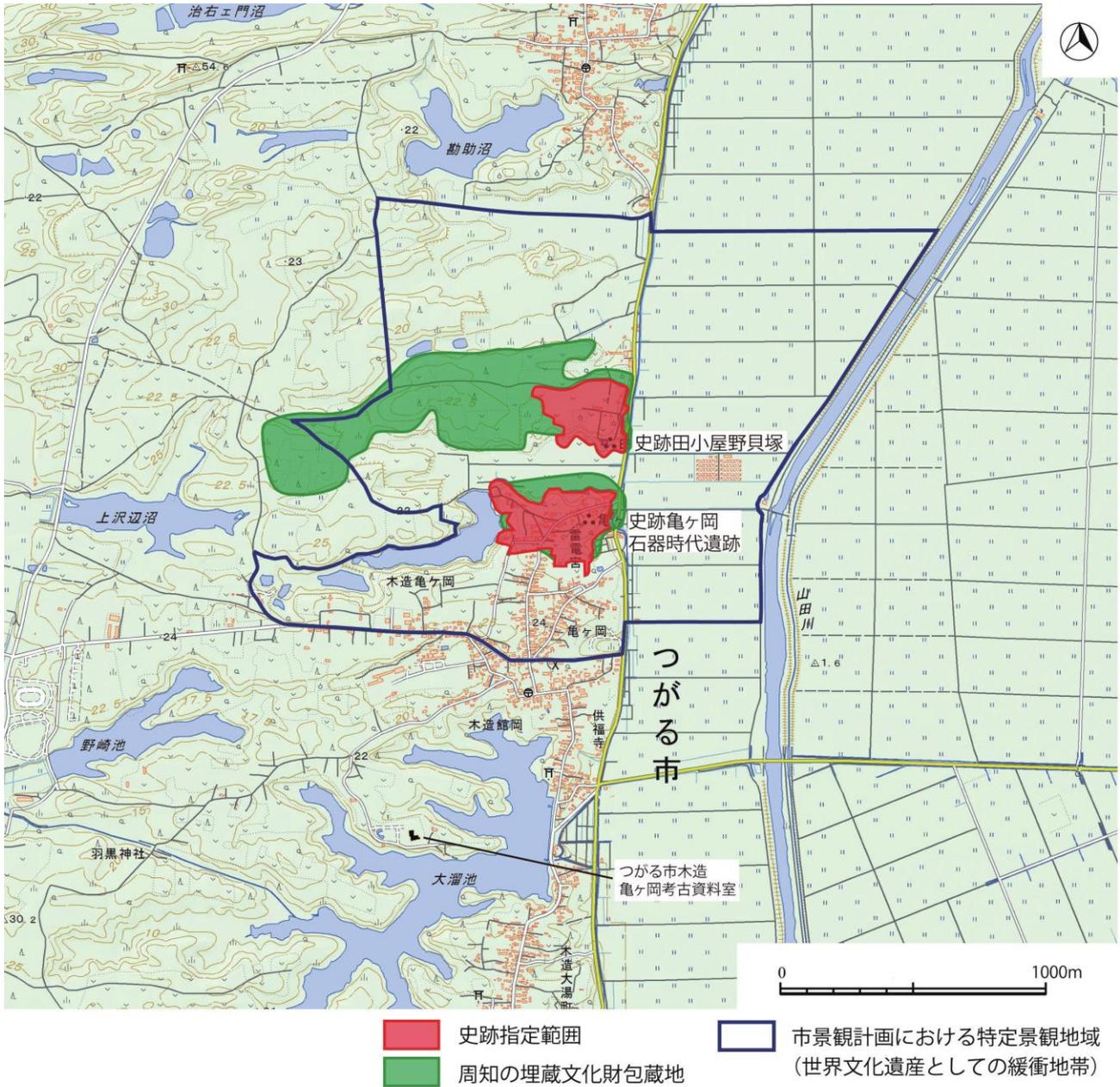


図2 本計画の範囲図

#### 第4節 計画期間

本計画（亀ヶ岡石器時代遺跡については第1期整備計画）の対象期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日とする。なお、計画期間は事業進捗・社会情勢の変化等による適宜の見直しを行うものとする。

## 第5節 委員会の設置・経緯

### (1) 委員会の設置

本計画の策定にあたっては、考古学・史跡整備・世界文化遺産・植生・保存科学・文化財科学等に関する学識経験者と遺跡活用団体の代表者からなる「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存整備検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を令和4年度より設置し、指導・助言を受けた。

#### 【検討委員会委員】

	氏名	所属等	分野
委員長	工藤 竹久	元八戸市博物館長	考古学・史跡整備
		八戸市文化財審議委員	
副委員長	岡田 康博	三内丸山遺跡センター所長	考古学・世界文化遺産
委員	関根 達人	弘前大学人文社会科学部教授	考古学
委員	吉川 昌伸	古代の森研究舎代表	植生
委員	石崎 武志	東京文化財研究所名誉研究員	保存科学・文化財科学・地盤工学
		東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター客員研究員	
委員	川嶋 大史	NPO法人つがる縄文の会理事長	遺跡活用

#### 【指導機関】

	氏名	所属等
オブザーバー	岩井 浩介	文化庁 文化資源活用課 整備部門(記念物)
オブザーバー	葛城 和穂	青森県教育庁文化財保護課(令和4年度)
	荒谷 伸郎	青森県教育庁文化財保護課(令和4年度)
	濱松 優介	青森県教育庁文化財保護課(令和5年度)

#### 【事務局】

つがる市教育委員会

教育長 葛西 岷輔（令和4年度） 山谷 光寛（令和5年度）  
 教育部長 三上 恒寛（令和4・5年度）  
 文化財課長 中田 聖章（令和4・5年度）  
 課長補佐・係長 羽石 智治（令和4年度係長、令和5年度課長補佐）  
 主幹 小関 裕（令和4年度）  
 主査 神 翔太（令和5年度）  
 学芸員 堀内 和宏 木戸 奈央子 小林 和樹（令和4・5年度）

### (2) 審議の経過

検討委員会は、令和4・5年度の2か年で計7回開催し、本計画に関する検討を行った。つがる市教育委員会は、検討委員会における検討内容を踏まえ、地元地区住民との意見交換会や遺跡ボランティアガイド・遺跡活用団体へのアンケート調査を行い、その結果も考慮して本計画を策定した。検討委員会等の開催経過は以下のとおりである。

第1回検討委員会：令和4年6月10日

- ・委員の委嘱状交付、委員長・副委員長の選出
- ・史跡整備基本計画策定に向けた作業計画、工程表について

- ・田小屋野貝塚調査計画、田小屋野貝塚・亀ヶ岡石器時代遺跡ボーリング調査計画について

第2回検討委員会：令和4年9月8日

- ・田小屋野貝塚の内容確認調査について（現地指導）
- ・史跡整備基本計画前半部分の素案について

第3回検討委員会：令和4年12月6日

- ・史跡整備基本計画書（案）の前半部分について

第4回検討委員会：令和5年3月7日

- ・史跡整備基本計画書後半部分の素案について
- ・地元地区住民との意見交換会、遺跡活用団体・ガイドのアンケート調査結果について

第5回検討委員会：令和5年6月23日

- ・亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の内容確認調査結果、田小屋野貝塚・亀ヶ岡石器時代遺跡ボーリング調査結果について
- ・史跡整備基本計画書（案）の後半部分について
- ・公開活用ゾーン及びガイダンス施設について

第6回検討委員会：令和5年9月29日

- ・史跡整備基本計画書（案）の全体内容について
- ・公開活用ゾーン及びガイダンス施設について
- ・事業計画について

第7回検討委員会：令和5年12月15日

- ・史跡整備基本計画書（案）の全体内容について
- ・事業計画について

地元地区住民との意見交換会：令和5年2月21日

遺跡ボランティアガイドに対するアンケート調査：令和5年1月

遺跡活用団体に対するアンケート調査：令和5年1月

史跡整備基本計画書（案）に関するパブリックコメントの実施：令和6年2月

## 第6節 関連計画との関係

つがる市では、令和3年に策定した「第2次つがる市総合計画後期基本計画（令和3年度～令和7年度）」において、「新田の歴史が彩る 日本のふるさと」をまちづくりの基本理念と定め、市が目指すまちの将来像として、「未来に希望を感じる活力あるまち」「思いやりとやさしさにあふれるまち」「郷土に誇りと愛着を感じるまち」をかかげている。施策の大綱としては8つの基本政策をかかげており、基本政策7は「未来を担う人と文化を育むまちづくり」となっている。

### 「第2次つがる市総合計画後期基本計画（令和3年度～令和7年度）」（令和3年6月策定）

基本政策7 未来を担う人と文化を育むまちづくり

主要施策7-3 かけがえのない文化財の保存と活用

〔具体的な取組〕

7-3-1 歴史的遺産及び文化財の保護と有効活用

○亀ヶ岡石器時代遺跡及び田小屋野貝塚の史跡地公有化を推進し、史跡の保護を図る

とともに、遺跡の調査研究を推進し、縄文文化の内容をさらに明らかにするよう努めます。

○史跡の内容をより明らかにする発掘調査を実施するとともに、整備基本計画等を策定し、現地の段階的な整備に着手します。

○地域の歴史的遺産及び文化財を教育資源や観光資源として活用しつつ、縄文遺跡群の世界文化遺産登録を見据え、来訪者の受入れ体制の整備を推進します。

#### 7-3-2 文化財施設等の整備・充実

○亀ヶ岡石器時代遺跡及び田小屋野貝塚の内容を明らかにする資料の展示及び両史跡の最新情報のガイダンスを現地近くで実施できる施設の建設に向けて、建設時期や規模・内容等を検討していきます。

○資料館について、地域固有の文化の保存に努めるとともに、学習の場及び観光の拠点としての有効活用を図ります。

また、関連計画として、「つがる市都市計画マスタープラン」、「第2期つがる市地域活力創生総合戦略」、「つがる市景観計画」、「第2期つがる市教育振興基本計画」があり、亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚の活用、整備、景観の保全・管理等をかかげている。さらに、「北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画」は、資産および緩衝地帯の保全の根拠となる各法令・制度等との整合性を図りつつ、資産全体の保存・管理および整備に関する方針と基本的な考え方や方向性を示している。

本計画の策定と実施にあたっては、上記の総合計画および関連計画・法令と整合性を図りつつ、関係機関と連携して推進していく。以下、関連計画の該当部分を抜粋する。

#### 「つがる市都市計画マスタープラン」（平成22年3月策定）

本計画の中で、亀ヶ岡石器時代遺跡は「観光・交流拠点」の一つに位置づけられている。また、地域別構想では以下の方向性が示されている。

#### 第4章 地域別構想

木造西部地区の地域づくりの目標と具体的な将来の方向性

目標Ⅰ 自然環境と歴史文化資源を活かした空間づくり

#### 【将来の方向性】

○亀ヶ岡石器時代遺跡、埋没林等の歴史文化資源の活用を目指します。

#### 「第2期つがる市地域活力創生総合戦略」（令和2年3月策定）

#### 第4章 基本目標ごとの施策の展開

基本目的4 安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

4-4 文化資源の保存・活用

[取組の方向性]

縄文遺跡群の整備・発信

北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群を積極的に発信するとともに、本市に存在する遺跡の整備を行い、文化的価値を高めます。

「つがる市景観計画」（令和2年6月策定）

第6章 特定景観地域に関する事項

1. 特定景観地域の設定

(1) 特定景観地域設定の考え方

世界文化遺産登録を目指す、田小屋野貝塚及び亀ヶ岡石器時代遺跡周辺においては、特別な景観形成基準を設けてきめ細かい景観形成を促す必要があることから、「特定景観地域」として設定し、一般景観地域よりも小規模な建築物等を含めて届出対象とします。

2. 景観保全・形成の基本的考え方

(1) 史跡及び周辺一帯における景観の基調を成す自然環境との調和

(2) 低地から台地（史跡）への眺めの保全

(3) 視点場からの視野範囲に出現する工作物（風力発電施設等）の視覚的影響低減

「第2期つがる市教育振興基本計画」（令和3年4月策定）

6 各施策

(3) かけがえのない文化財の保存と活用

①歴史的遺産及び文化財の保護と有効活用

②文化財施設の整備・充実

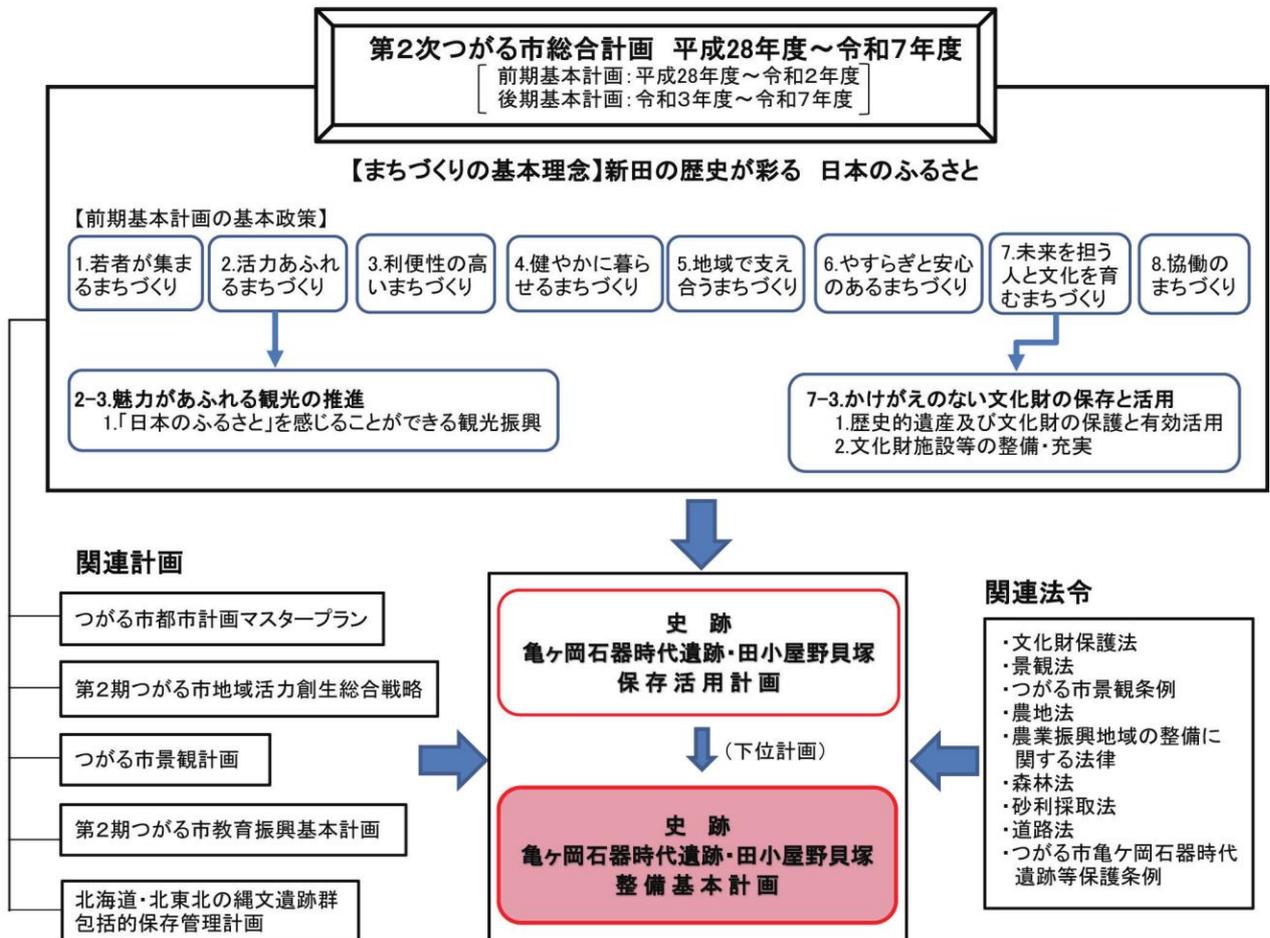


図3 本計画の位置付け